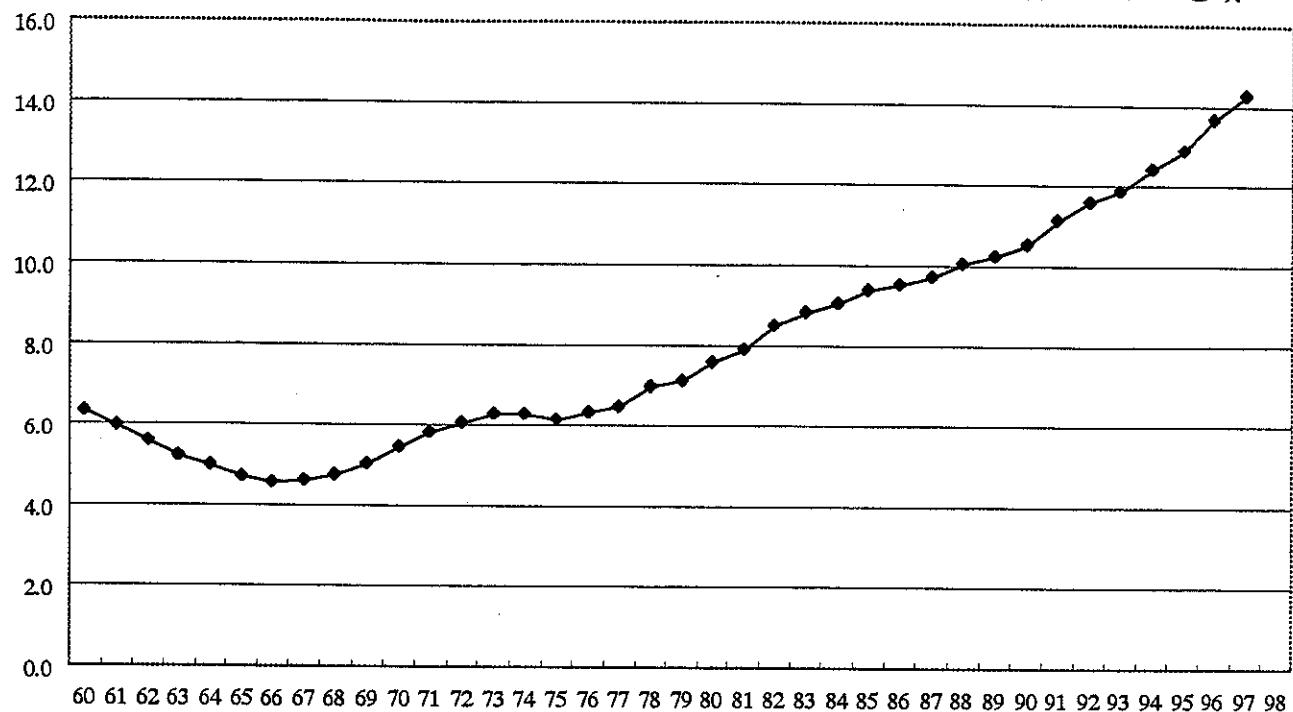


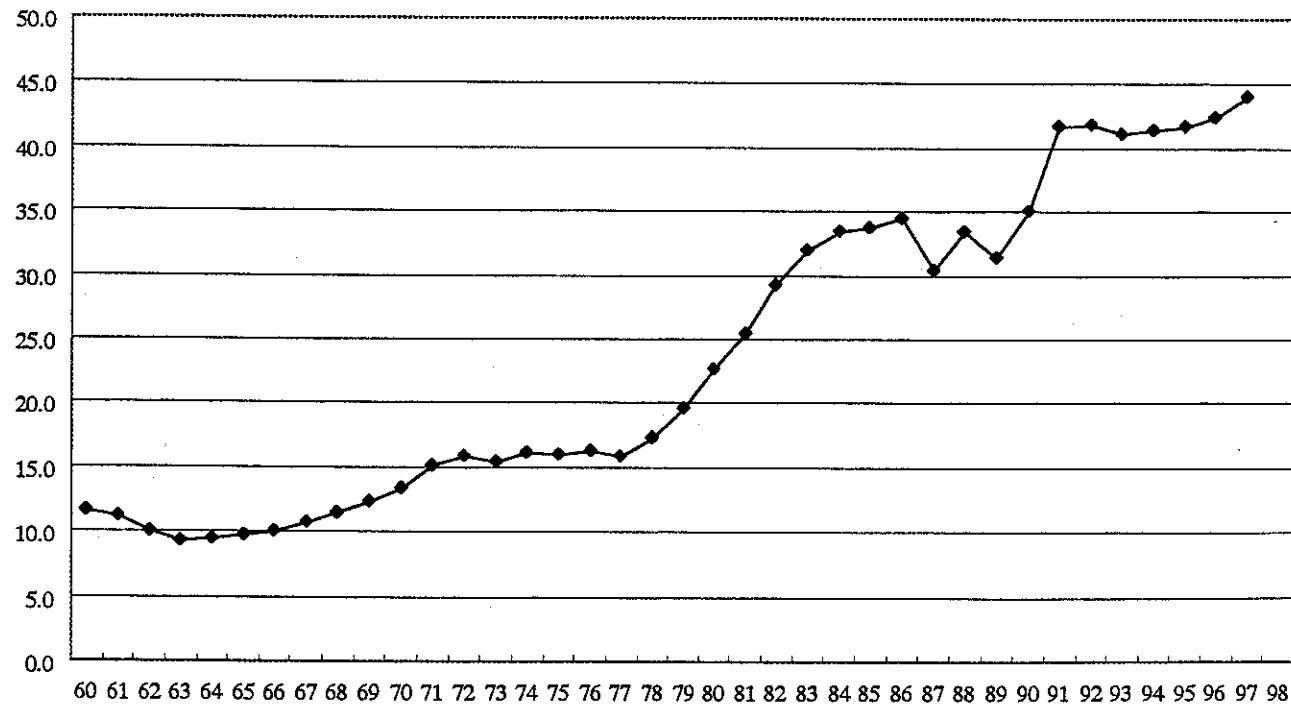
出生100に対して

旧西ドイツ地域



出生100に対して

旧東ドイツ地域



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より算出。

図10 非嫡出出生比率の変化

### 3.2 婚姻・離婚

#### (1) 婚姻

旧西ドイツ地域の婚姻件数は 1950 年の 53.6 万件から 97 年 36.9 万件まで約半分に、また旧東ドイツ地域では 21.3 万件から 5.3 万件まで約 4 分の 1 に減少した。

婚姻件数は再婚件数も含み、また年齢構造の影響も受けるので、それらの要素を除いた女子の合計初婚率の動きをみると、旧西ドイツ地域では 60 年から 67 年までは上昇傾向にあり、1 を上回る高い水準が続き、終戦後の経済的混乱による結婚遅れや、経済成長による結婚の早期化などから、結婚ブームが起きていたことがわかる。また旧東ドイツ地域でも、ほぼ同様の状況が観察される。

しかし旧西ドイツ地域では 68 年から急激な減少が始まり、78 年頃までに 0.63 まで低下、以降は、ほぼこの水準で推移し、98 年現在は 0.61 となっている。これに対し、旧東ドイツ地域では、すでに 63 年頃からゆるやかな減少に入るが、78 年から 83 年にかけ低下が急激となり、84 年の 0.71 からまた上昇し 87 年には 0.80 まで回復、が、壁の崩壊や統一後の混乱から 91 年には 0.31 まで低下、その後はやや持ち直し、98 年現在は 0.43 となっている。なお両地域とも女性より男性の合計初婚率の低下（98 年、旧西ドイツ地域 0.57、旧東ドイツ地域 0.33）が大きい点が指摘されている。

女子の平均初婚年齢(50 歳未満)は、旧西ドイツ地域が 60 年の 23.7 歳から 75 年の 22.5 歳まで緩やかに低下、その後、一貫した上昇に転じ、98 年現在 26.8 歳となっている。旧東ドイツ地域も 60 年の 22.6 歳から 78 年の 21.7 歳まで緩やかに低下、その後、やはり一貫した上昇に転じ、97 年現在 26.0 歳となっており、両地域とも 70 年代後半から晩婚化が続いているが、旧東ドイツ地域の初婚年齢の方が常にやや低い傾向が見られる。

また出生コート別に、50 歳までの女子既婚率 (proportion of ever married woman by age 50) をみると、旧西ドイツ地域では、1930 年生まれの 92% から 36 年の 95% までゆるやかに上昇、40 年生まれまでは 95% に留まるが、その後、比率が低下し、最新の出生コートである 65 年生まれでは 74% となっており\*註 1、ほぼ 4 人に 1 人は 50 歳まで非婚のままに留まっている。旧東ドイツ地域では 35 年生まれの 88% から 44 年 96% まで上昇、その後 51 年生まれまでは 95% に留まるが、この後比率の低下が始まり 65 年コートでは 80% となっており 50 歳までの非婚は 5 人に 1 人で旧西ドイツ地域よりは少ない。

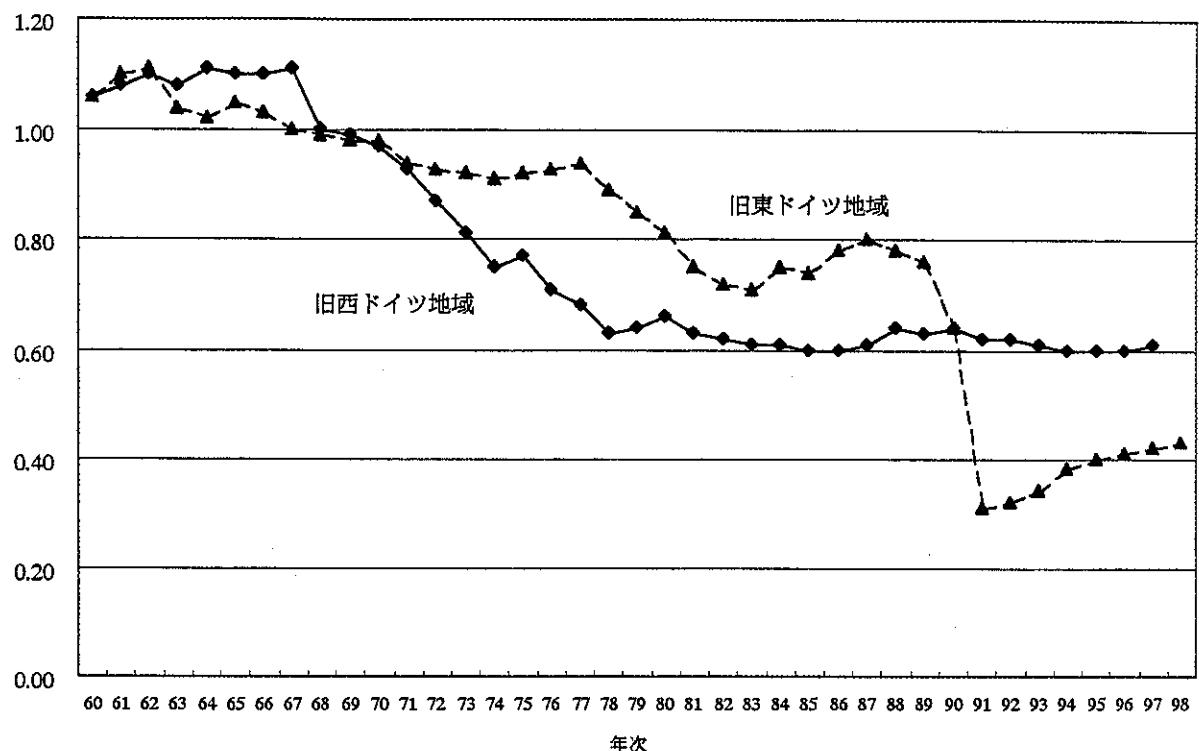
\*註 1 ただし、1950 年生まれ以降のコートは、まだ 50 歳まで達していないため、これらの数値は暫定値である。

#### (2) 離婚

旧西ドイツ地域の合計離婚率(結婚後 25 年まで)は 1965 年の 0.12\*註 2 から 76 年 0.23 まで上昇した後、離婚法改正 (77 年：有責主義 *Schlutprinzip* から破綻主義 *Zerrüttungsprinzip* へ移行) の影響から 78 年の 0.08 まで急減、その後また上昇に転じ、83 年から 92 年（別居年数の規定が追加となる）までは 0.30-0.35 で推移した後、93 年から再び上昇、97 年現在、0.42 という高い水準にある。

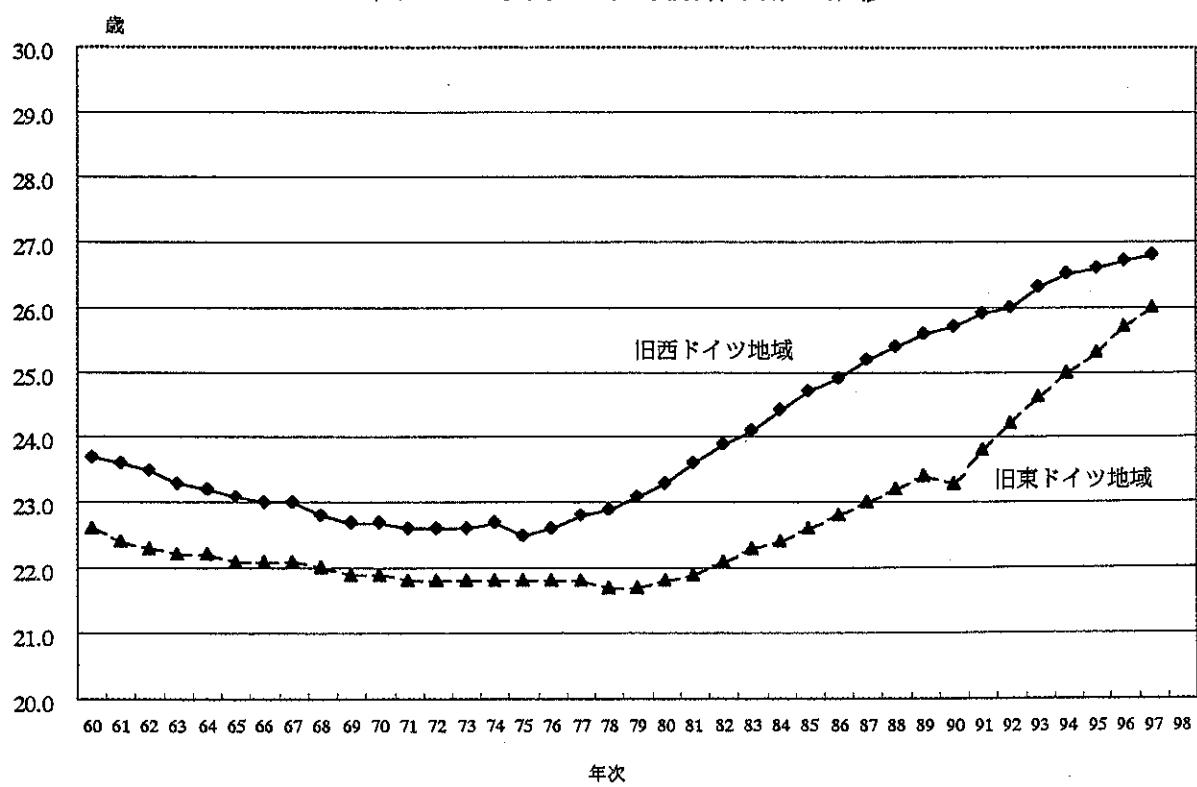
\*註 2：旧西ドイツ地域については 65 年から算定されるようになった。

図11 女子の合計初婚率の推移



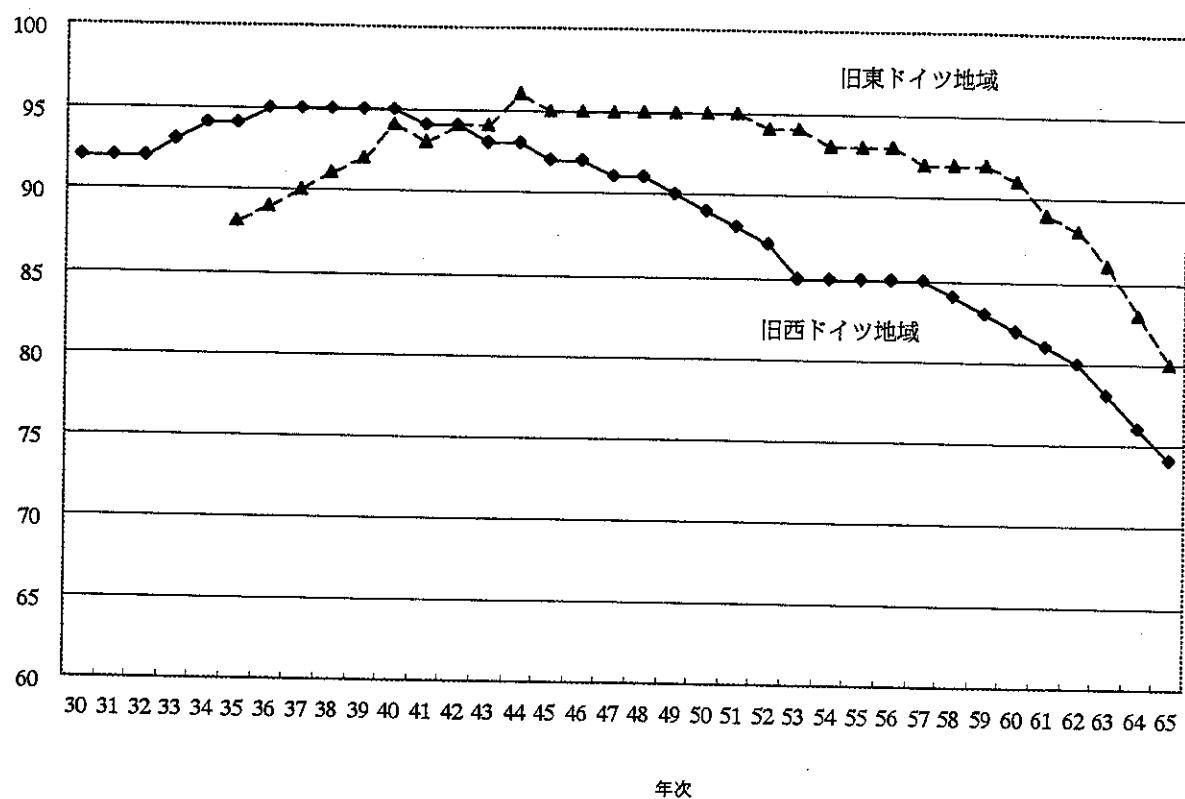
出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より算出。

図12 女子の平均初婚年齢の推移



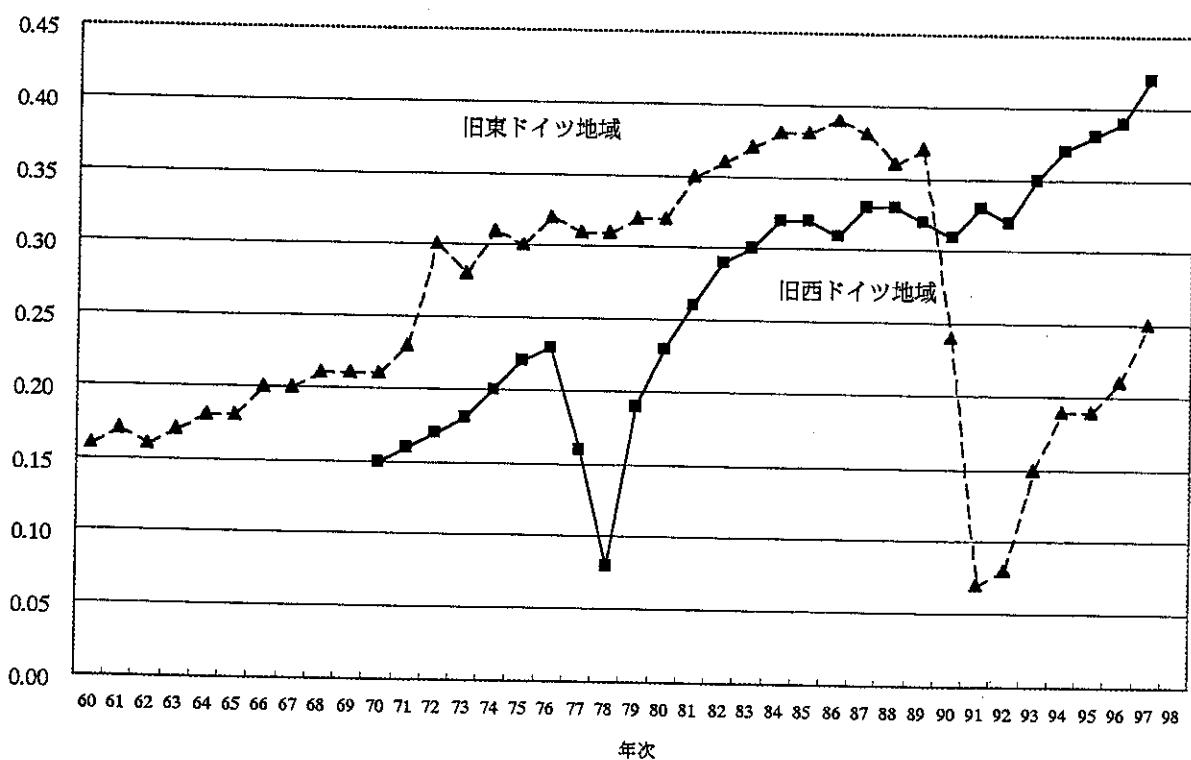
出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より算出。

図13 50歳までの女子既婚率



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より算出。

図14 結婚後25年までの合計離婚率



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より算出。

一方、旧東ドイツ地域では 60 年の 0.16 から 71 年の 0.23 までゆるやかに上昇、翌 72 年に 0.30 まで跳ね上がった後、また 86 年の 0.39 まで上昇した。しかし 87 年からやや低下し、ベルリンの壁崩壊とともに 89 年の 0.37 から 91-92 年の 0.07-8 まで急落した。その後、徐々に回復傾向にあるが、97 年現在、0.25 と旧西ドイツ地域より依然低い。なお壁崩壊後の急落は、統合にともなう裁判所の再編で手続きが遅れたことや、旧西ドイツ地域の離婚法にある別居年数の規定の影響、また同じ時期に発生した婚姻件数の激減などが関係したという (Dorbitz/Gärtner, 1998:421)。

### 3.3 世帯・家族

#### (1) 世帯

旧西ドイツ地域の一般世帯数は、1980 年の 2401 万世帯から 97 年の 3031 万世帯へ増加、構成比は、単独世帯が全体の 30.2% から 36.3% に、2 人世帯が 28.7% から 32.3% へと上昇する一方、3 人世帯が 17.7% から 14.6% へ、4 人世帯が 14.6% から 11.9% へ、5 人以上世帯が 8.8% から 4.9% へと低下した。

世帯数の増加と世帯人員の小規模化は、旧東ドイツ地域でも見られ、一般世帯数は、1981 年の 651 万世帯から 97 年の 685 万世帯に増加、構成比は、単独世帯が 26.6% から 31.2% に、また 2 人世帯が 27.1% から 35.9% へと上昇、3 人世帯は 22.5% から 16.9% へ、4 人世帯は 17.2% から 13.4% へ、5 人以上世帯は 6.6% から 3.3% へと低下した。

単独世帯では 65 歳以上の老人単独世帯が最も多いが、本来なら家族形成期にあたる 25 歳から 35 歳までの年齢層も構成比を高めており、その数は両地域合わせて 81 年の約 110 万人から 97 年の 260 万人へと 2.5 倍近く増加している。もっとも両ドイツ地域では単独世帯の年齢構成に違いがあり、旧西ドイツ地域では 35 歳未満が 30%、65 歳以上が 37% となっているのに対し、旧東ドイツ地域では 35 歳未満が 22%、65 歳以上が 45% と、高齢者単独世帯の比率が高い (Dorbitz/Gärtner, 1998:410-413)。

#### (2) 核家族

いわゆる核家族世帯（夫婦と子供、夫婦のみ、片親と未婚の子供）は、1997 年現在、ドイツ全体で 2240 万世帯で、このうち夫婦のみ世帯が 930 万世帯 (41.5%)、夫婦と子供世帯が 1030 万世帯 (45.9%)、片親と子供世帯が 280 万世帯 (12.5%) となっている。91 年から 97 年までの短期間をとっても、夫婦と子供世帯の減少、夫婦のみ世帯や、片親と子供世帯の増加は明らかで、この傾向は東西両地域で共通している。

この間、旧西ドイツ地域では夫婦のみ世帯が 11.0% 増加する一方、夫婦と子供世帯は 4.2% 減少、夫婦のみ世帯の増加が目立つ。これに対し旧東ドイツ地域では、夫婦と子供世帯が 14.1% 減少、夫婦のみ世帯の増加は 3.0% と、夫婦と子供世帯の減少が大きい。また片親と子供世帯の増加は、旧西ドイツ地域で 8.9%、旧東ドイツ地域で 9.8% と、両地域とも大きく、この背景には同棲世帯の増加があるといわれている (Dorbitz/Gärtner, 1998:413)。

### (3) 同棲世帯

1997年現在、同棲世帯で生活する男女は、ドイツ全体で381万人にのぼり、91年の279万人から36.6%増加した。

このうち、子供を持たない18歳から35歳までのグループが約半数の42.7%、次いでやはり子供を持たない35-55歳までのグループが17.5%、子供を持つ18歳から35歳のグループが13.8%を占め、このような構成は91年と比べても殆ど変化していない(Dorbitz/Gärtner, 1998: 413-416)。

## 4. 女性の就業

旧西ドイツ地域の女子就業率は、未婚者が1991年の67.4%から97年の64.3%までやや減少傾向にあるのに対し、既婚者は59.7%から61.7%へと着実に増加、両者の就業率の差は年々縮まりつつある。一方、この間、旧東ドイツ地域では未婚者が91年の67.8%から97年の62.1%へ、既婚者も81.5%から79.5へ減少、既婚者の就業率は91年の79.1%からやや回復傾向にあるものの、依然、高い失業率の影響が見られる。いずれにせよ、未婚者の女子就業比率は両地域でほぼ同じ水準にあるが、既婚者については、まだ旧東ドイツ地域の方が20%近く高い(Deutscher Bundestag Referat Öffentlichkeit(Hrsg.), 1998: 155)。

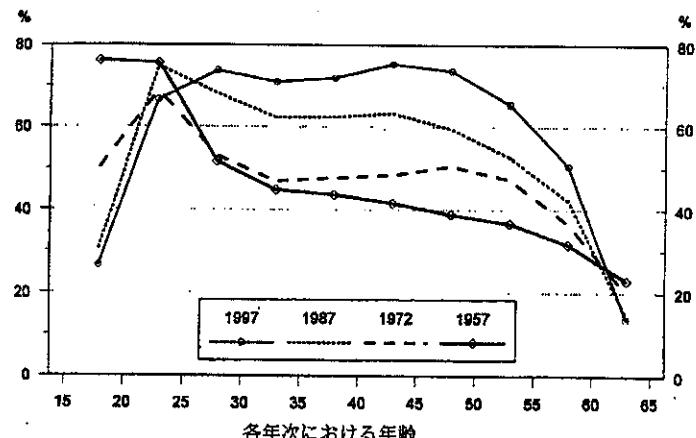
旧西ドイツ地域について、女子就業率の年齢別分布を1957年、72年、87年、97年について比較してみると、57年-87年までは25歳をピークに就業率が低下する傾向が見られたが、97年では、これが30歳近くまで上昇し35歳頃に掛けてわずかに低下するものの50歳過ぎまで70%以上で推移し、その後低下するパターンに変化していることがわかる(Schwarz, 1999: 271)。

旧東ドイツ地域については同時期

のデータは得られなかつたが、89年の比較では15-25歳が64%(旧西ドイツ地域:56.3%)、25-30歳83.7%(同69.3%)、35-40歳89.5%(同64.4%)、40-45歳92.6%(同64.8%)、45-50歳88.2%(同61.8%)、50-55歳83.5%(同54.4%)、55-60歳73.8%(同40.9%)、65歳以上28.4%(同11.2%)と、ほぼ、すべての年齢で80%以上で推移する形となっており(Grunheid, 1999: 154)、失業率の上昇でややパターンは崩れつつあるようだが、97年現在も既婚者で20-25歳74.8%(旧西ドイツ地域55.4%)、35-40歳95.3%(同72.0%)、55-60歳72.8%(51.8%)と各年齢で高い就業率を示す傾向が見られる(Deutscher Bundestag Referat Öffentlichkeit(Hrsg.), 1998: 155)。

また両ドイツ地域ではフルタイム/パートタイム就業の比率に大きな違いがあり、96-

図15 女子の年齢別就業率の変化：旧西ドイツ地域



出典: Schwarz, 1999: 271

年現在、旧西ドイツ地域では週 35 時間以下のパートタイム就業が 43.8%（男性では 11.9%）と半数近くを占めているのに対し、旧東ドイツ地域では、統合前のほとんど 0% の状態より増加したとはいえ、この比率は 24.0%（男性 4.2%）、週 20 時間以下では、旧西ドイツ地域の 26.4% に対し 7.0% と極めて低い。

なお旧西ドイツ地域の夫婦について、未成年の同居子の有無と妻のパートタイム就業比率の関係を比較した結果（1995 年）では、同居子なしの場合、妻のパート比率が 39.8% であるのに対し、有りの場合には 64.5% と、後者の方が明らかに高くなっている（Schwarz, 1999 : 273-275）。

## 5. 人口移動と在留外国人

### （1）両ドイツ地域間の人口移動

89 年の「ベルリンの壁」崩壊と 90 年の再統合後、旧東ドイツ地域から旧西ドイツ地域への国内人口移動が大きかったが、91 年の約 17 万人（純移動数）から 96 年には 1.4 万人まで減少、ほとんど通常の州間移動と変わらないレベルまで落ち着いてきた。91 年 5.1 万人であった 18 歳未満の子供の純移動は 97 年現在の 0.74 万人まで、また 18-25 歳の若年層も 5.36 万人から 1.16 万人まで減少、旧東ドイツ地域の年齢構成への影響はなくなった。また 25-30 歳は当初の 2.09 万人の流出超過から 93 年には 0.48 万人の流入超過に転じ、96 年からは 30 歳以上もすべて流入超過に転じている（Dorbitz/Gärtner, 1998:400-401）。

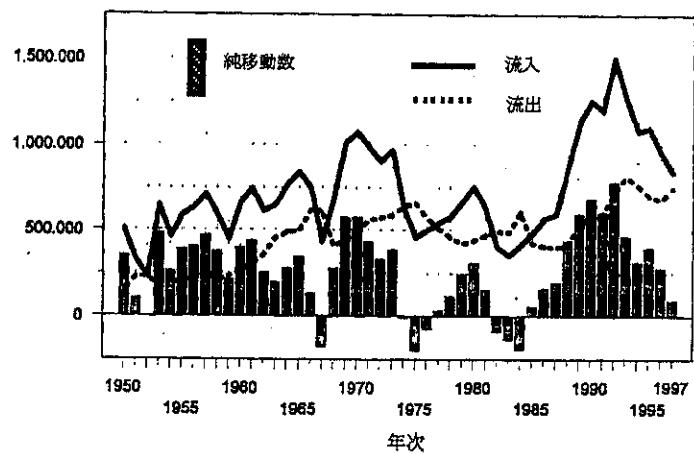
### （2）国際人口移動

ドイツの国際人口移動は 1950 年から 97 年まで、ほぼ一貫して流入超過が続いている。

50 年代初めの短い流出超過の後、60 年代の経済成長期に転入超過が続いた。この間の流入超過が累積で約 200 万人、これに続く 70 から 80 年代で各々累積 150 万人に上ったという。そして 90 年代に入りまた増加したが、壁崩壊後の 92 年に 77.6 万人の流入超過を記録した後は徐々に減少し、96 年によようやく 10 万人以下（約 9.3 万人）となつた。

なお、このうち 80 年代から増加傾向にあった外国人の流入は 92 年のピークには 150 万人まで増加したが、その後は減少に向い、97 年では半減した。この結果、流入に占める外国人の割合は 92 年 81% から 97 年の 73% に低下した。また、この間、外国人の流-

図 16 国際人口移動の推移：1950-97 年



出典：Dorbitz/Gärtner, 1998, p.403

出も増加したが、こちらの構成比は 85 % と変わっていない (Dorbitz/ Gärtner, 1998:401-403)。また流入外国人を国籍別にみると、70 年代後半の流入ではトルコ人が圧倒的に多く、90 年代前半ではユーゴスラビア人が中心となっている。

### (3) 外国人口

1998 年現在、ドイツには約 740 万人の外国人が暮らしており、総人口に占める割合は約 9 % に上っている (1951 年 : 1.0 %、61 年 : 1.2 %、71 年 : 5.6 %)。そのうち、約 200 万人 (27 %) がトルコ国籍で、次いで 75 万人 (10 %) がユーゴスラビア国籍 (セルビア、モンテネグロ)、約 60 万人がイタリア国籍 (8 %) の順となっている。

なお旧東ドイツ地域はもともと外国人人口が少ない (91 年 1.1 %、大部分はポーランド人) ため、東西ドイツの再統合後、ドイツ全体の外国人比率が、90 年の 8.4 % から、91 年の 7.3 % へと、一時的に低下した。しかし、その後、ユーゴスラビアからの人口流入などがあり再び現在の水準まで上昇した。また外国人人口の年齢構成はドイツ国籍のものとは大きく異なっており、子供や青年層が厚く、逆に 70 歳以上は 3 % 以下と高齢者の比率が低い (Deutscher Bundestag Referat Öffentlichkeit (Hrsg.), 1998 : 109/116 / 737-738)。

## 6. 家族政策の動向

### 6.1 家族政策の歴史的変遷とその背景

#### (1) 第二次世界大戦までの状況

ドイツは、ヨーロッパの法制史において「婚姻と家族の保護」を国家義務として初めて定めた国であり、ワイマール共和国憲法（1919）の119条は「婚姻は家庭生活および国民の維持と繁栄の基盤として、憲法による特別の保護を受ける。婚姻は両性の同権を基礎とする」とし、また「子どもの多い家族は調整のための福祉保護を受ける権利を有する。母性は国家による保護と福祉保護の権利を有する」と定めていた。このような規定が憲法に明文化された背景には、すでにドイツ帝国の時代から始まっていた出生減退が、ワイマール共和国時代には人口再生産水準を下回る段階まで進行していたことが挙げられる。

ナチスドイツ（1933～45）は、ワイマール憲法のこの規定を継承・拡大し、人種主義的（Rassereinheit）イデオロギーに基づいた人口政策を実行した。1933年には、人工妊娠中絶禁止規定を強化し、終戦直前には極刑を科した。また失業者対策法によって有職女性の家庭への帰還と出産を促し、退職時には夫に結婚貸与金を支給して出産のつど分割貸与し、生まれた子供数に応じて返済金を減額（3人目で全額免除）する制度を設けた。同時に断種法を制定、遺伝的に劣性であると判断された者の断種および人工妊娠中絶を義務付けた。

さらに1935年にはドイツ人の血と尊厳の保護法を施行し、異なる人種間の婚姻統制を行うとともに、38年の婚姻・離婚法では生殖を阻む理由がある場合の離婚を自由化した。この「純粹なドイツ人」の出生奨励と、ユダヤ人を初めとする非ドイツ系人種および優生学的に劣性とみなされた者の廃絶という、強権的な人口政策は、出生率を一時的に上昇せたが、その効果は長く続かなかった。また、すでに人口動向の箇所でも述べたように、この一時的な出生力の回復も完結出児数を変化させるものではなく、経済不況の結果、先送りされていた出生を取り戻したり（Nachhol-effekt）、逆に将来の出生を前倒しにする（Mitnahme-effekt）といったタイミング効果しか持たなかつた（Höhn, 1997: 165）。

#### (2) 旧西ドイツ地域での家族政策

ナチス政権下の人種差別的かつ強権的な人口政策は、戦後、連合国によりすべて廃止されたが、西ドイツ政府は、戦時下の人口政策を完全に払拭するために家族政策において慎重な立場を採った。

このため、1949年に制定されたドイツ連邦共和国基本法の第6条では、ワイマール共和国憲法の規定を引き継いで「婚姻および家族は国家的秩序の特別な保護の下に置かれる」と定められたが、国家は結婚と家族に対して助成的機能を果たすに過ぎないとする考え方（Subsidiaritätprinzip）を家族政策の基本に据え、国家による個人的領域への介入を抑制した。

この結果、他の省庁より大幅に遅れ、ようやく1953年になり連邦家族省が創設され、戦後の家族政策が始まる。

戦後の家族政策の第1段階は1955年から74年であるとされている（ヒヨーン、1997: 7）。まず、キリスト教民主同盟（CDU）／キリスト教社会同盟（CSU）による保守連立政-

権（1948～66年）では、子どものいない家庭に比べ、有子家庭が被る大きな経済的負担を軽減する事を目的に「家族負担の調整」Familienlastenausgleichに重点が置かれ、1954年に児童手当と児童控除が導入され、また58年には、専業主婦家庭を税制上優遇する、夫婦分割課税制 Ehegatten-splitting（夫婦の所得を<課税所得×税率÷2=納税額>という形で分割して計算する制度）のシステムが作られ、現在に至っている。さらに65年には住宅手当法、68年には母性保護法が定められた。

「奇跡の経済復興」を謳われた、この60年代中頃まではベビーブームがまだ続いており、政策的には、近代家族のモデルをもとに専業主婦家庭(Versorgungssehe)を念頭においた家族形成支援がめざされていたといえよう。

続く大連立政権（1966～69）では社会民主党（SPD）がキリスト教民主同盟／社会同盟と連合、その後、社会民主党と自由民主党（FDP）の第1次連立政権（1969～1974）が生まれた。この頃から出生率の急速な低下、女性解放運動、離婚の増加、同棲の増加が顕著となり、3つのK（子ども Kinder、教会 Kirche、台所 Küche）に象徴された旧来の女性観が急速に変容し始めたが、家族政策上の改革は、第二子への児童手当の増額など小さな変更に留まっていた。

この後、75年から82年にかけ社会民主党と自由民主党（FDP）の第2次連立政権下で、家族政策の第2段階が始まった（ヒヨーン、1997：7）。この背景には60年代後半から加速した出生率の低下が深刻化し、1972年には出生数が死亡数を下回ったことなどが関係していると思われる。連立政権は児童控除が社会的に後退しているとして、より寛大な児童手当をめざし、第1子から第3子まで漸進的に増額する現在の制度が導入された。この第二段階の期間中、第1子は低額のまま据え置かれたが、第2子以降については、たびたび増額された（連立最後の82年には第2、第3子が多少減額されたが、第4子以降については据え置かれた）。また71年から導入されていた学生への給付も、その上限が数度にわたり引き上げられた。

さらに77年には婚姻・離婚法が改正されて夫婦の完全な平等が実現するとともに、嫡出子と婚外子の法的な平等が定められた（但し婚外子では父親の親権が制限された）。離婚では、有責主義から破綻主義へと離婚原理が移行し、婚姻における抑圧の解消とパートナー化が推進された。同時に夫婦分割課税制の特典を受けられなかつた単親家庭に、これを埋め合わせる「世帯控除」が適用されるようになった。

そして、就業する女性の増加に伴い80年からは母親休暇制度と出産後6ヶ月までの母親手当が実施された。

しかし1982年末にキリスト教民主同盟／社会同盟と自由民主党による保守連合政権が誕生すると、家族政策は85年まで、第3段階の緊縮財政時代に入った。

財政引き締めのために児童手当に所得制限（結果的に二子家庭で3分の1、三子家庭で5分の1、4子家庭で10%減額）が導入されるとともに、母親手当や学生への貸付金、児童控除も減額され、出生減退によって児童手当の支給総額が減少したことも相まって、家族政策関係支出は大幅に減少した。

だが1983年にコール首相は新家族政策を発表。これ受け85年から、家族政策は第4段階の時代に入る。

85年には母親休暇と母親手当を廃止する代わりに、1年間の育児休暇と育児手当が導入

され、86年の税法改正により1年の子育て期間を年金支払い期間として算入することになった。これらの改正により、有職の母親だけでなく、子どもの養育に専念する全ての親に対して、子育て期間を社会的に評価する道を開かれた。

### (3) 旧東ドイツ地域の家族政策

東ドイツ憲法（1968年）は、国家による婚姻と家族の保護に加えて、母性を国家の特別な保護の下に置いた。旧東ドイツ政府は、ナチス政権下の人口政策とは目的が異なるという立場から、社会主義社会の存続と発展のために、雇用政策及び社会政策の一部として家族政策を実施することにためらいを持たなかった。このため、目標として、社会主義的な人格および家族の形成、女性の就労による国民総生産の最大化、出生数の増加（少なくとも人口の維持）、多様な家族形態（特に母子、父子家庭）への平等な待遇を行なうことが掲げられた。このような旧東ドイツ政府の家族政策の背景には、戦後、壁ができるまで続いた、旧西ドイツ地域への激しい人口流出により労働力人口が絶対的に不足していたこと、またハンガリーやチェコスロバキアなどの他の社会主义国でも様々な出生促進的政策の実験が行われていたことがあったと思われる。

旧東ドイツ地域でも1960年代後半より出生率の低下が進んだが、72年には東欧諸国に倣い人工妊娠中絶を合法化した。

しかし同時にこれを補うための出生促進政策も1976年から本格的に打ち出され、第三子出生による返済免除がある、結婚資金貸付制度（妻が28歳未満に限る）、出産補助金、有給産児休暇、児童手当の支給、母親の労働時間の短縮、保育制度の充実、住宅の安価な提供などの施策が次々と導入された。といわけ1歳以上のすべての子供について、保育所、幼稚園、全日制学校、週末・休日のキャンプなど公共育児体制が完備したことは、母親の就労に大きく貢献した。

この結果、出生力は80年の1.9人まで一時的に回復したが、ついに一度も再生産水準に達することなく、その後再び低下が始まり、壁が崩壊した89年頃には旧西ドイツ地域とほぼ同じ水準の1.6まで減少した。

また旧東ドイツ地域では、未婚の母に有利な家族政策（児童手当の割り増し、保育施設への優先入所など）を実施したため、非嫡出子比率が急速に高まった。さらにアパートの割り当てには既婚であることが条件とされたため、子供の保育所入所が決まると、続いて結婚するというパターンが生まれ、旧西ドイツ地域より、結婚・出産年齢が比較的低く留まる傾向が生じたという（ヒヨーン、1997：10-11）。

### (4) 統一後の家族政策

1990年10月3日に東西両ドイツは統一されたが、これに先立ち「ドイツ統一達成に関するドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国間の条約（統一条約）」（1990.8.31）が締結され、移行期間内（1992.12.31）は基本的に両国の旧制度に従い、それ以降は特別の規定を除いて西ドイツの制度を全ドイツに適用するものと定めた。

しかし、統一後、旧東ドイツ地域では、失業率が上昇し、出生率も劇的に低下した。そのため、政府は、連邦家族高齢者女性青少年省を中心に、東西間の政策調整を推進し、家庭生活と職業の両立支援に力を注いだ。

92年に連邦憲法裁判所は、税制改革による家族負担調整の根本的な改善を立法者に要請し、政府は有子家庭における最低生活費（Existenzminimum）の非課税を定めた。さらにこれまでの児童手当と児童控除の二重制度を改め、いずれかの選択とした（非課税層は児童手当のみを受け取る）。同時に児童手当も増額され、支給年齢の上限を就学中か就業中かに関わらず16歳から18歳へとした。また児童控除額や有子家庭への住宅支援も引き上げられた。

さらに東西の格差が大きかった育児休暇と育児手当も改正された。まず、92年1月1日以降、育児休暇は最長三年間へと延長される（育児休暇取得後の職場復帰が法的に保証される）とともに、年金法の改正により92年以降は三年間の育児期間が年金支払い期間に算入されることになった。また育児休暇は母親もしくは父親が三回まで交代で取得でき、週19時間までは、もとの職場で働くことが可能となった。さらに93年1月1日以降、養育者に対して支払われる育児手当が18ヶ月から24ヶ月間に増額された。

しかし、東西両地域でもっとも格差が大きいかった保育制度の整備については、あまり進まず、統一後の旧東ドイツ地域では財政基盤を失って閉鎖される保育所が相次いだ。ただし、幼稚園については統一後の児童青少年支援法の改正(1992)により、3歳以上の未就学児に幼稚園への就園を100%補償することが地方自治体に要請されている。

## 6.2 家族政策の手段と規定

### 6.2.1 経済的負担の軽減

#### （1）母親給付(Mutterschaftsleistungen)

健康保険に加入しているか、加入者の扶養家族である全ての妊婦は、予備健康診断、入院分娩費用、医療費、その他の出産手当を請求できる。無収入か低収入である妊婦の場合は、社会給付（Sozial Hilfe）から、同様の費用が支払われるが、さらに通常規定支給額の2割増し金額が支給される。

#### （2）母親手当(Mutterschaftsgeld)と母親手当補助金

分娩6週間前と出産後8週にわたる母性保護（Mutterschutz）期間中には、母親手当(Mutterschaftsgeld)と母親手当補助金が支給される。

具体的には

- ・規定の健康保険に加入している雇用労働者の場合、1日あたりDM25（1DM=53円として1325円、以下同様）までを健康保険が、それを超える場合には雇用主が支払う。
- ・規定の疾病保険以外の保険に加入している場合は、疾病休業保証金の請求に際し疾病手当の範囲内で支払われる。また出産手当（一時金）DM150（7950円）が支給される。
- ・個人的に疾病保険に加入している雇用労働者または健康保険に入っていない雇用労働者は連邦保険局より最高DM400（21200円）までの一時金を支払われる。1日に支給されるDM25と実際の支出との差額は雇用主が支払う。
- ・失業中か、就学中の女性の場合は、失業手当を同額だけ母親手當に振り替え支給する。-

### (3) 育児手当 (Erziehungsgeld)

乳幼児を養育しており、週労働時間が 19 時間以下の母親と父親は、子どもが満 2 歳になるまで月額 DM600 (31200 円) を上限とする育児手当を受け取ることが出来る。

ただし育児手当の受給には収入による制限が設けられており、生後 6 ヶ月までは年収 DM100,000 (520 万円) まで、また単親世帯では年収 DM75,000 (390 万円) までが、完全受給の対象となる。また生後 7 ヶ月以降については、年収制限の下限額はさらに DM32,300 (168 万円)、単親世帯の場合は DM26,400 (137 万円) 高くなる。年収制限を越えると収入の上昇に伴って段階的に支給額が最低 DM0 まで引き下げられる。なお、前述の産後に支給される出産手当 (Mutterschaftsgeld) は一般にこの育児手当に算入される。

育児手当は失業手当などの社会扶助と平行して受給することができ、また連邦の各州において、さらに同様の制度が設けられているところもある。

### (4) 児童手当 (Kindergeld)

児童手当は収入に関係なく月々支給される。

金額は 1997 年 1 月 1 日以降、

第一子と第二子について 月額 DM220 (約 12000 円)

第三子について 月額 DM300 (約 16000 円)

第四子以降について 月額 DM350 (約 19000 円)

であったが、2000 年 1 月 1 日の改正により以下のように変更された。

第一子と第二子について 月額 DM270 (約 14000 円)

第三子について 月額 DM300 (約 16000 円)

第四子以降について 月額 DM350 (約 19000 円)

児童手当の支給は、18 歳までの全ての子ども、27 歳までの就学中の子ども、21 歳までの就業していない子ども、心身の障害があり自立していない子どもが対象である。なお、18 歳以上の子どもに対する児童手当は、子供の年収により制限されており、その上限は、1997 年では年収 DM12,000 (約 63.6 万円) だったが、98 年には年収 DM12,360 (約 66.5 万円) となり、2000 年からは DM13,500 (約 71.6 万円) と年々引き上げられている。

### (5) 児童扶養控除 (Kinderfreibetrag)・養育控除 (Betreuungsfreibetrag)

児童扶養控除は、一般に所得が高く、支給される児童手当が収入の非課税額を満たさない場合に折半原則 (Halbteilungsgrundsatz) に従って、それぞれの親に適用されるもので、その額は各 DM3,456 (約 18.3 万円：単親世帯で倍額) である。また児童扶養控除の適用によって教会税なども減額される。児童手当と同様に児童扶養控除も月毎に適用される。また 16 歳未満の子どもを持つ場合には、さらに養育控除 (Betreuungsfreibetrag) 年額 DM3,024 (約 16.0 万円) が認められる。

### (6) 養育費・家計費補助

保育園、幼稚園、学童保育における保育や教育費は、青少年局 (Jugendamt) において、その全額か一部を受け取ることが出来る。これは保育ママ (Tagesmutter) を利用する場合にも適用される。

また 16 歳未満の子どもについては、第一子は最高 DM4000 (20.8 万円) まで、第二子以下はそれぞれにつき DM2,000 (10.4 万円) まで、特別の養育負担として税制上考慮される。要求し得る負担額は、家庭状況、子どもの数、収入額により異なるが、収入総額の 1 % から 4 % の範囲内で決められる。金額を証明するものがない場合は、一人の子どもにつき年額 DM480 (約 2.5 万円) まで認められる。長期の病気療養や心身障害にあたっては、単独養育者のみならず、法的な婚姻関係にある両親も児童養育費が税制上考慮される。また 97 年より年金保険家計補助 (Rentenversicherte Haushalts-hilfe) として、子どもの有無にかかわらず、年間 DM18,000 (95.4 万円) までが、家計からの特別支出として税制上考慮されるようになった。

#### (7) 教育控除 (Ausbildungsfreibetrag)

就学中の子どもを持つ親には教育控除が適用される（ただし児童手当または扶養控除の適用がある場合に限られる。また公的機関からの補助は控除額に算入。子どもの収入が DM3,600 (19.1 万円) / 年以上の場合は、その分が減額となる。金額は以下のとおり。

18 歳未満の子ども（親と別居）	年額 DM1,800 (9.5 万円)
18 歳以上の子ども（親と同居）	年額 DM2,400 (12.7 万円)
18 歳以上の子ども（親と別居）	年額 DM4,200 (22.3 万円)

#### (8) 育英奨学金 (Ausbildungsförderung)

いわゆるバフェック BaföG (連邦育英奨学法) という制度により、次のような場合には、高等教育に対する奨学金が支給される。

- ・一般教育の上級学校および職業専門学校に学び、やむを得ず両親と別居している第 10 学年以上の生徒に対して補助金として支給。
- ・大学生に対して学費の半分を補助金あるいは無利子貸与金として支給。

BaföG による支援は教育機関の種類や居住形態によって異なる。また両親と同居していない学生への支給レベルは健康保険と介護保険による支給を含めた額になる。

金額は旧東ドイツ地域では月額 DM785 (4.2 万円) (家賃が DM1,020 (5.4 万円) / 月まで)、旧西ドイツ地域月額 DM955 (5.1 万円) (家賃が DM1,030 (5.5 万円) / 月まで) となっている。また、就学者、その配偶者 (Ehepartner)、親の収入が高くなるにつれて段階的に減額される。

なおバフェックは支援期間後、原則として利子をつけて返却しなければならず、96 年秋以降は（その時点に於ける）銀行貸付金の利率が適用されている。また無利子の貸付の場合は、期間終了後 5 年目から最低月額 DM200 (1.1 万円) で、20 年以内に返済しなければならない。ただし、学業成績や社会的な背景など所定の条件を満たす場合は、貸付金の一部免除される場合もある。

#### (9) 職業教育助成(berufsausbildungsbeihilfe)

企業または企業外の職業訓練機関で、職業訓練や職業準備教育に参加する者 (Azubis) は生活費と学費助成を請求できる。この助成金は、就学者、その親、配偶者の収入により異なる。ただし、職業準備教育に参加する場合は、必要な学費、交通費、教材費、作業着-

代は、収入の高低によらず支給される。心身障害者には特別の規約が設けられている。

#### (10) 高等教育助成

上級再教育支援法 : Aufstiegsfortbildungsförderungsgesetz (俗称 Meister-BAföG) の制定により、専門家や職人になるための高等教育（徒弟期間修了試験や職業専門課程を修了する）に助成が与えられている。400 時間を越える授業時間で年限は 2 年、場合によっては 4 年（パートの場合）を超えない修行に適用される。授業を受ける費用や試験料を含み DM20,000 (106 万円) までを貸付け給付される。就学中とその後 2 年間は貸付金は無利子で返済の必要はないが、その後月額最低 DM250 (1.3 万円) を 10 年を期限に返済する。

#### (11) その他の経済的援助

このほか、住居費の負担を支援することで低所得層の家計を補助する住宅手当があり、金額は家庭の収入、家族の人数、家賃の額や返済負担額によって異なる（新旧ドイツの平均的家賃（暖房費別の部屋代）に基づいて算出）。また個人所有の住宅に対する住宅所有助成もあり、児童追加手当てなどとリンクしている。

また年金制度については 1921 年以降に旧西ドイツ地域に生まれた母親（もしくは父親）と、1927 年以降に旧東ドイツ地域で生まれた母親（もしくは父親）は、年金保障において、子育て期間が支払い責任期間(Pflichtbeitragszeit)に算入されることになっている。算入期間は以下のとおり、

子どもの出生が 1991 年の 12 月 31 日まで

生まれた月から 1 年間の養育期間

子どもの出生が 1992 年の 1 月 1 日以降

生まれた月から 3 年間の養育期間

また規定年以前に生まれ年金保障がない全ての母親には児童養育支給 (Kindererziehungsleistung) が与えられる。

### 6.2.2 労働関係の施策

#### (1) 母性保護 (Mutterschutz)

産前 6 週と産後 8 週は、妊娠婦の保護に関する規定に基づき労働禁止期間となっている。休業期間中には母親手当 (Mutterschaftsgeld) が支給される。また被雇用者（女性）は、妊娠 4 ヶ月から出産までの期間、解雇されないことが保障されている。

#### (2) 育児休暇 (Erziehungsurlaub)

一家の生計を立てている母親や父親が、新生児を自分の手で育てる場合には、子どもが満 3 歳になるまで育児休暇を取ることができる。また両親が同時に取得することも可能で、それぞれ週 30 時間未満の労働が許されている。育児休暇の取得は、遅くともその 4 週間前までに雇用者に申請しなければならない。育児休暇の始まる 6 週間前から「解雇禁止期間」に入る。また期間中の所得保障として、前出の育児手当 (Erziehungsgeld) が受けられる。なお先にも触れたように育児休業期間は、男女とも年金の支払い責任期間に算入される。

### 6.2.3 保育・育児サービス

保育制度の整備はヨーロッパの中でも比較的遅れている。女性の就労を促進するために全日制保育及び学童保育などの保育制度が整備された旧東ドイツ地域に比べ、旧西ドイツ地域では、母親による家庭での保育を前提としてきた。このため、統一後の旧東ドイツ地域では閉鎖される保育所が相次いだが、それでも旧西ドイツより保育所の数が充実しており、保育所（Kinderkrippe または Tagesstätte）に通う 0～3 歳児の割合は旧西ドイツ地域で 4.2%、旧東ドイツ地域で 50.6% であるという(1995)。また幼稚園は午前保育を基本としていることから、女性のフルタイム就労のためには不充分であり、統一後、連邦政府は保育問題解決のために個人の家庭で少数の子どもを預かる保育ママ制度（Tagesmutter）の普及を図るべく養成を支援している。なお学校は午前授業である。

### 参考文献

(株) 総合社編、1999、『全地球資料 ワールド・アトラス－Imidas2000 別冊付録』、集英社

シャルロッテ・ヒヨーン、1997、「ドイツにおける出生率及および家族政策－一つから二つ、二つから一つのドイツの体験－」、人口問題研究第 53 卷第 2 号、p.1-p.15

野村明代、2000、「ドイツの人口・家族政策」、日本人口学会編、『人口大辞典』、培風館、草稿

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend、1997、*Staatliche Hilfen Für Familie*

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 1999:  
<http://www.bmfsfj.de/hilfe/inhalt14.htm>

Council of Europa,1999, Demographic development In Europe 1999:Council of Europa: (CD-ROM)

Cromm, Jürgens,1998,Familienbildung in Deutschland, Soziodemographische Prozesse, Theorie, Theorie, Recht und Politik unter besonderer Berücksichtigung der DDR,  
Westdeutscher Verlag Opladen/Wiesbaden Germany

Deutscher Bundestag Referat Öffentlichkeit (Hrsg.), Demographischer Wandel- Zweiter zwischenbericht der Enquete-Kommision , “Demographischer Wandel” – Herausforderungen unserer älter werdenden Gesellschaft an den eiyelnen und die Politik-,1998,Bonn

Katharina Pohl, Kinderwunsch und Familienplanung in Ost- und Westdeutschland, ZfBW, 1-95, S.67-100

Dorbitz, Jürgen und Karla Gärtner, 1998, Bericht 1998 über die demographische Lage in Deutschland mit dem Teil B "Ehescheidungen- Trends in Deutschland und im internationalen Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, JG 23, 4-1998 S. 373-458, Leske+Burdich

Dorbitz, Jürgen und Karla Gärtner, 1998, Bericht 1998 über die demographische Lage in Deutschland mit dem Teil B "Ehescheidungen- Trends in Deutschland und im internationalen Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, JG 23, 4-1998 S. 373-458, Leske+Burdich

Grünheid, Evelyn, 1999, Zur Entwicklung der Erwerbstätigkeit in Deutschland aus demographischer Sicht-historische Betrachtung der letzten, JG 24,2-1999, S. 133-168, Leske+Burdich

Höhn, Charlotte, 1997, Der Demograph Karl Schwarz- eine Würdigung aus Anlaß seines 80.Geburtstags am Beispiel der Geburtenentwicklung in Deutschland, Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, Jg.22,2/3-97,S.159-194, Verlag Leske+Budrich, Opladen

Schwarz, Karl, 1999, Rückblick auf eine demographische Revolution Überleben und Sterben, Kinderzahl, Verheiratung, haushalte und Familien, Bildungsstand und Erwerbstätigkeit der Bevölkerung in Deutschland im 20.Jahrhundert im Speigel der Bevölkerungsstatistik, Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, Jg.24,3/1999,S.229-279, Verlag Leske+Budrich, OpladenRecent

## オーストリア

### 1. 地理・歴史・政治・文化的特徴

オーストリア共和国はヨーロッパ大陸のほぼ中央に位置する内陸国で、国土の約 70% が山岳地帯をなしている。面積は 8.4 万 km<sup>2</sup> (北海道の約 1.1 倍)、総人口は約 808 万人 (1998 年)、うち 156 万人 (19.3%) が主都ウイーンに居住している。

歴史的には 8 世紀末フランク帝国の辺境伯領として始まり、1278 年にハプスブルク家の領有となり、1867 年にはオーストリア・ハンガリー帝国が成立した。しかし、第一次大戦後には帝政が崩壊、ハンガリー、チェコスロバキアが独立、現在の国境で共和国が誕生した。1938 年にはナチス・ドイツが侵攻、第二次大戦後 1955 年に永世中立として主権を回復した。66 年までは国民党 (キリスト教民主系) と社会党 (現在の社会民主党) による連立政権、その後、両党の確執を経て、87 年には再び大連立政権となる。95 年に EU 加盟。その後も両党による連立政権が続いたが、99 年 10 月の総選挙で、極右の自由党が第二党となり、第一党の社会民主党が政権を離脱。2000 年から第三党の国民党と自由党の連立政権が発足。EU14 か国が制裁措置を取るなどの混乱が起きている。

言語はドイツ語、住民の 99% がドイツ系で、その他はスロベニア、クロアチア、ハンガリー系、宗教は 78% がカトリック、5% がプロテスタント、その他となっている。

### 2 人口の長期的動向

#### 2.1 総人口の推移

現在のオーストリアの総人口は、18 世紀初頭のほぼ 4 倍 (現在の共和国地域で比較) に達している。

これを歴史的にみると、まず 18 世紀から 19 世紀初めまで比較的緩やかであった人口成長が 1820 年以降加速され、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけ人口が急激に増大した。これは 1900 年あたりまで出生率が高い水準に留まったのに対し、死亡率が 1880 年以降、継続的に低下したこと、またオーストリア・ハンガリー帝国の様々な地域から、産業化が進むウイーンへ人口流入が続いたことによる。この結果、現在の共和国地域の人口は 660 万人に、またウイーンの人口は 210 万人に達した。

20 世紀に入って緩やかに低下し始めた出生率は、やがて急速な減少に転じた。さらに帝政の崩壊とともに人口流入も停止、逆に共和国成立以降、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー系官吏のウイーンからの流出も始まる。また 1933/34 年以降、様々な政治的、宗教的理由からの人口流失が続き、さらに 1938/39 年からは約 17 万人にのぼるユダヤ系オーストリア人の追放と虐殺が起きた。この結果、1939 年時点の人口は 1910 年より少なくなった。

しかし戦後は、戦争による多大な犠牲にも関わらず、ベビーブームと、42万人に上る東プロックからの難民や引き上げ者などにより人口は増加し、51年には690万人まで成長した。その後50年代もベビーブームは続いたが、国外への人口移動により相殺され人口増加は穏やかに推移し、60年時点で総人口\_\_ようやく700万人に達した。

63年にベビーブームは3.5万人でピークを迎えたが、62年から外国人労働力の受け入れが始まったこともあり、60年代に人口は急速に成長し、この間50万人増加する。しかし、70年代に入ると急速な出生減退が\_\_、石油ショック後の経済の低迷から外国人労働力の帰国も始まり、80年代中頃まで人口は停滞した。

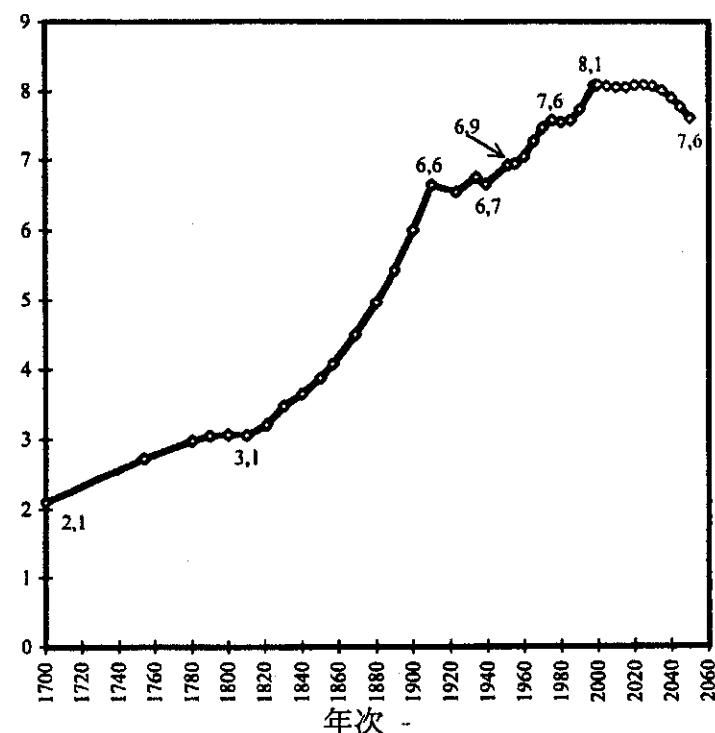
### 80年代末になると、景気回復を反映し労働需要も高まり、

東プロックの崩壊やクロアチア紛争による難民の発生などから国外からの人口流入が増大、また50年代後半から60年代のベビーブーム世代の反響効果(Echoeffekt)もあり出生数も増加、88年から94年まで人口は急速に成長し、800万人を超えた。しかし94年以降は、一連の法改正(滞在許可法、外国人法、亡命者法、外国人就業法)の効果から国外からの人口流入が抑えられ、93年からは新たな出生数の減少も始まり、人口成長は再び停滞している。

オーストリア人口研究所による将来人口推計によれば、同国の人団は、このまま停滞を続け、2035年頃から減少期に入り、2050年頃には760万人レベルになるとされている。具体的には、まず2000年から死亡数が出生数を上回り自然減が始まることになる。

この自然減は当初年間数千人規模だが、2006年から2010年には年間1万人を越え、2016年から2020年には1.5万人、2026年から2030年には2.5万人、2035年以降は4万人以上と加速度的に増大してゆく。これに対し、国内外の純移動数は、転入超過が続き、2020年までに年間2万人規模まで増大、この間、自然減を相殺するが、2025年あたりで、この効果は限界に達し、自然減の方が優勢になる。ちなみに国外から人口流入がないと仮定した場合は、総人口は2050年まで130万人減少し680万人になると推計されている。(IFD,1999:11-14)

単位：100万人



註：1700年-1998年（現在の領域の人口）、1998年-2050年  
将来推計（中位）

出典：IFD,1999,p.11

図1 総人口の推移：1700-1998+2050までの推計

## 2.2 出生動向

### (1) 合計出生率の変化

オーストリアの人口転換は、19世紀末から1928年頃までに起きたとされており、この間に1人の女性が一生の間に産む子供の数（合計出生率 TFR）は4人から2人に半減し、30年代には再生産レベルを切り1.55人まで低下した。

つまり、オーストリアは、すでにこの時期に、主として婚姻により出生力をコントロールする社会から、配偶者内の出生抑制と家族計画により子供の数が決定される社会へと移行したという。また出生抑制は、出生数のみではなく、生涯のどの時期に子供を持つかという出生タイミングの調整にまで及んだ。このことは、ナチス・ドイツへの併合とともにナウベビーブーム（1940：TFR=2.75）、戦後50年代から60年代のベビーブーム（1963：TFR=2.82）によつても基本的に変わらなかった。

63年のベビーブームの終息後、合計出生率は78年の1.60まで急速に低下した。そして、79年-81年にやや持ち直したものの、再び87年の1.43まで低下。また91年にやや上昇した後、再び減少に転じ、98年現在、1.34と史上最低を更新している。ちなみに人口再生産率も0.65と、母親世代の65%しか娘世代によって置き換わらない状況（現在の出生-死亡秩序が変化しないと仮定すれば）となっている。

なお、この出生力は南欧諸国（スペイン1.15、イタリア1.22、ギリシア1.32）を除き、ヨーロッパの中でもドイツ（1.32）に次いで低いものである（IFD,1999:14-15）。

### (2) 完結出生児数の変化

合計出生率が出生力の年次変動を表すのに対し、満40歳を超えた女性の完結出生児数は、出生力のコーホート変化（あるいは世代変化）を示す。

この完結出生児数は1900年-1905年生まれの女性で、すでに1.8人という低い水準を示しており、19世紀末から20世紀初頭に進んだ出生力の低下がよく反映されている。1905-

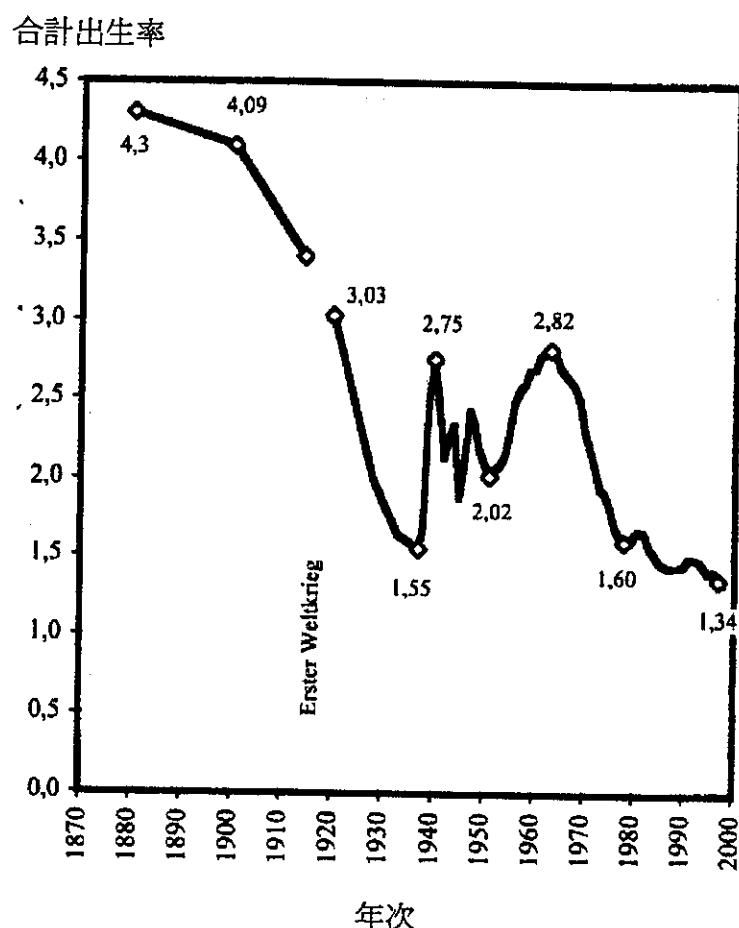


図2 合計出生率の推移：1880年-1998年

出典：IFD,1999, p.15